

入札公告

総 発 第 7 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項および見附市財務規則（昭和39年規則第3号）第155条の規定により、一般競争入札を実施するので、下記のとおり公告します。

令和5年8月16日

見 附 市 長 稲 田 亮

1. 固有事項

番 号	建委第36号		
業 務 名	一斉情報配信システムの導入および運用業務 委託		
履 行 場 所	見附市 昭和町2丁目 地内		
導 入 期 限	契約締結日から 令和5年10月31日まで		
概 要	■運用期間 R5.11.1からR10.10.31 （60ヶ月間、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約） ■導入期限 R5.10.31		
予 定 価 格	入札後に公表します。	最低制限価格	設定します
入 札 方 法	郵便入札の方法によります（詳細は別紙「入札及び開札方法」のとおり）		
開 札 日 時	令和5年9月1日（金） 10時40分 から		
開 札 場 所	見附市役所 4階 大会議室		
仕 様 書 等	本入札公告とともにホームページ掲載		
入 札 保 証 金	免除	契 約 保 証 金	免除
前 金 払	しない		
部 分 払	しない		
入 札 参 加 条 件	（以下のすべてを満たすもの）		
入 札 参 加 登 録	令和5・6年度見附市物品役務等入札参加資格登録者		
地 域 要 件	—		
そ の 他	①10年以内に同様の業務を人口4万人以上の地方公共団体へ提供した実績があること。または、新潟県内の自治体において、システム稼働実績を有していること。 ②入札書には、委託期間全体（導入及び運用）の総額（税抜き）を記載してください。 ※入札参加申請時に上記①を証明する書類（契約書及び仕様書等の業務内容のわかるものの写し）を添付し提出すること。		
申 請 書 提 出 期 限	令和5年8月28日（月） 午後5時（必着） ※郵送により提出すること 提出先：〒954-8686 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号 見附市役所 総務課管財係 宛 ※受付書の返送用として切手を添付した返信用封筒を同封してください。		
入 札 参 加 資 格 決 定	入札資格のない者には令和5年8月29日（火）までに連絡し、後日文書で通知します。		
見 積 内 訳 書	入札金額に対応した見積内訳書を入札書送付時に提出（同封）してください。		
入 札 回 数	入札回数は1回限りとします。		
無 効 入 札	次のいずれかに該当する入札は無効とします。 ア 指定した郵送方法によらない入札 イ 指定期間内に到着しない入札 ウ 入札書及び封筒に所定の記載がない、又は誤った記載をした入札 エ その他見附市入札参加者心得の無効入札に該当する入札		
そ の 他 特 記 事 項	落札者は、契約諸事項を発注担当課と打合せのうえ契約締結となります。		

※入札公告における、「共通事項」及び「見附市入札参加者心得」を必ず確認してください

◎入札及び開札方法

入 札

(1) 入札書

- ・指定の入札書に、以下のア～ウに従って必要事項を記入してください。
 - ア 入札書の記載金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額としてください。
 - イ 入札額は、見積もった税抜きの契約希望価格を記載してください。
 - ウ 入札書には、開札日、住所(所在地)、商号又は名称、代表者職氏名、本入札公告の業務名等を明記し、押印してください。

(2) 提出期限日

令和5年8月31日(木)(※期限必着)

(3) あて先

〒954-8686 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
見附市役所 総務課管財係 宛

(4) 郵送方法

- ・郵送は、「簡易書留」又は「一般書留」のいずれかにより、上記あて先に郵送してください。
- ・封入する郵送物は、(1)のとおりです。
- ・外封筒の表面には、あて先のほか、「入札書在中」と朱書きしてください。
なお、「入札書在中」の前に、本入札公告の業務名も記載してください。
- ・外封筒の裏面には、入札者の「所在地又は住所」及び「商号又は名称」を明記してください。

開 札

(1) 開札方法

- ・当該入札案件に関係のない職員をもって、充てることとします。

(2) 落札者の決定

- ・予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した方を落札者とします。
- ・落札者には、開札終了後、電話で連絡します。入札結果は本市ホームページで公表します。
- ・落札者となるべき同価格の入札者が複数あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。なお、くじ引きは入札者に代わって当該入札執行事務に関係のない本市職員が行い、落札者を決定します。

(3) 落札価格

- ・入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数切捨て)をもって、落札価格とします。